

資料編

計画策定の経緯

平成19年

1月29日	新市発足
3月4日	市長就任
9月25日	総合計画策定員委員会設置 ・総合計画策定に向け作業に着手
10月16日	総合計画策定のための住民意識調査
10月17日	総合計画策定のための職員意識調査
10月22日	総合計画策定のための中学生意識調査
11月6日	総合計画策定に係る部門別施策・主要事業調査

平成20年

1月31日	総合計画（基本構想・基本計画）素案の作成
2月19日	各課ヒアリング（～22日）
3月27日	3役ヒアリング
4月23日	総合計画（基本構想・基本計画）案の作成
4月30日	第1回総合計画策定員委員会〔（基本構想・基本計画）案の内容協議〕
5月8日	総合計画審議会委員決定
5月19日	第1回総合計画審議会（審議会設置） ・第1次総合計画（基本構想・基本計画）案を諮問
5月30日	第2回総合計画審議会（基本構想・基本計画案審議）
6月2日	パブリック・コメントによる意見募集開始
6月5日	第3回総合計画審議会（基本計画案審議）
6月27日	第4回総合計画審議会（基本計画案審議）
6月30日	パブリック・コメントによる意見募集終了
7月11日	第5回総合計画審議会（基本計画案審議）
7月25日	第6回総合計画審議会 ・審議会指摘事項に伴う見直し内容審議 ・パブリック・コメントに対する市の考え方及び意見に基づく総合計画の見直し部分について審議
8月8日	第7回総合計画審議会 ・答申書案審議 ・答申（答申書、総合計画成案）
8月18日	第2回総合計画策定委員会（基本構想・基本計画の協議）
8月22日	総合計画（基本構想・基本計画）を策定
9月24日	総合計画基本構想が市議会9月定例会において議決

みやま市総合計画審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、みやま市附属機関の設置に関する条例（平成19年みやま市条例第27号）第3条の規定に基づき、みやま市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じてみやま市総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 市の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会の会議について会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画調整課で処理する。

(そ の 他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

附 則（平成20年2月25日規則第1号）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

第1次みやま市総合計画審議会委員名簿

役職名	氏 名	選出団体等
会 長	岡 部 拳	みやま市議会
副 会 長	橋 爪 章	保健医療経営大学
委 員	梶 山 忠 男	みやま市議会
	壇 康 夫	みやま市議会
	末 次 光 子	みやま市教育委員会
	松 尾 孝 幸	みやま市農業委員会
	松 野 慎 一	みやま市区長会
	砥 上 勝	南筑後農業協同組合
	江 崎 豊 子	みやま市商工会
	平 川 恵 一	高田漁業協同組合
	大 城 美佐枝	みやま市社会福祉協議会
	小 川 英 生	瀬高金融協会
	角 ミツエ	みやま市体育協会
	岡 田 佳 子	みやま市女性倶楽部
	中 原 久 夫	山門青年会議所
	橋 本 文 生	学識経験者
	中 山 瑛 子	学識経験者
今 福 茂 子	学識経験者	
北 口 弘 子	学識経験者	
宮 崎 照 枝	学識経験者	

20み企企 第46号

平成20年5月19日

みやま市総合計画審議会会長 様

みやま市長 西 原 親

第1次みやま市総合計画について（諮問）

地方自治法第2条第4項に規定する本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を策定したいので、みやま市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第1次みやま市総合計画（基本構想、基本計画）について、貴審議会に諮問します。

みやま市長 西原 親 様

みやま市総合計画審議会
会 長 岡 部 拳

第1次みやま市総合計画について（答申）

平成20年5月19日付け、20み企企第46号をもって諮問された、第1次みやま市総合計画案（基本構想・基本計画）について慎重に審議した結果、別添のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。

なお、審議の過程で提出された意見のうち、計画の推進に向けて特に重要と思われる事項を下記のとおり付言いたしますので、これらの意見を十分に踏まえ、みやま市の振興・発展に尽力されるよう要望します。

記

【付言事項】

1. 計画の推進にあたっては、情報を共有し、住民と行政とのパートナーシップの確立を図ることが重要であるため、本計画の内容については、分かりやすく広く市民に周知を図るとともに、十分な理解と協力が得られるよう努めること。
2. 高齢化社会に対応するため、お年寄りが健康で、安心して、生きがいをもって生活することが出来るための長寿社会にふさわしい施策の充実を行うこと。
3. 児童・生徒数が減少する中で、子どもが適度な競争の中で育ち、豊かな人間関係を築いていく上で適正な学校規模を維持することは重要な課題であるため、地域住民の理解を深めつつ、学校の統合を早急に行うこと。
4. 総合計画に掲げる施策を実施するにあたっては、積極的な姿勢をもって推進することとし、みやま市の未来を切り拓く誇りと気概、自信と責任、勇気と元気を持って総合計画の推進に取り組むこと。

第1次みやま市総合計画

平成21年2月発行

■編集・発行 みやま市総務部企画調整課
〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川5番地
TEL：0944-63-6111
FAX：0944-64-1507
URL：<http://www.city.miyama.lg.jp>



みやま市